

2016年9月版<2016年12月試験から適用>

損害保険大学課程 専門コーステキスト【税務単位】 訂正表

頁	訂正箇所	誤		正		備考												
P. 24	(3)源泉徴収した所得税の納付 ② 納付期限の特例(納期の特例)	<table border="1" data-bbox="533 411 1227 624"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 411 920 459">源泉所得税の区分</th> <th data-bbox="920 411 1227 459">納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 459 920 539">1月から6月までに支払った所得分</td> <td data-bbox="920 459 1227 539">7月10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 539 920 624">7月から12月までに支払った所得分</td> <td data-bbox="920 539 1227 624">翌年1月10日 (注)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="533 624 1227 732">(注) さらに納期の特例の承認を受けている者は、「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を提出することにより、年1回の1月20日とすることができます。</p>		源泉所得税の区分	納付期限	1月から6月までに支払った所得分	7月10日	7月から12月までに支払った所得分	翌年1月10日 (注)	<table border="1" data-bbox="1272 411 1966 624"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 411 1659 459">源泉所得税の区分</th> <th data-bbox="1659 411 1966 459">納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 459 1659 539">1月から6月までに支払った所得分</td> <td data-bbox="1659 459 1966 539">7月10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 539 1659 624">7月から12月までに支払った所得分</td> <td data-bbox="1659 539 1966 624">翌年1月20日</td> </tr> </tbody> </table>		源泉所得税の区分	納付期限	1月から6月までに支払った所得分	7月10日	7月から12月までに支払った所得分	翌年1月20日	
源泉所得税の区分	納付期限																	
1月から6月までに支払った所得分	7月10日																	
7月から12月までに支払った所得分	翌年1月10日 (注)																	
源泉所得税の区分	納付期限																	
1月から6月までに支払った所得分	7月10日																	
7月から12月までに支払った所得分	翌年1月20日																	